

## 藤沢市津波避難施設整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 藤沢市は、大規模地震等による津波災害から市民等の生命の安全を確保するとともに、津波に対する市民等の不安を軽減するために、津波避難施設整備事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 津波避難ビル

津波の影響を受けるおそれのある区域内において、地域住民等が一時的又は緊急に避難する建築物等であって、市長が別に定める津波避難ビルとして使用する協定締結の要件を満たすものをいう。

#### (2) 津波避難場所

津波が発生したときに地域住民等が避難することのできる場所をいう。

#### (3) 津波災害警戒区域

神奈川県が発表した津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書における津波の浸水が予想される区域をいう。

#### (4) 津波避難施設

津波避難ビル及び津波避難場所を確保できる建築物又は工作物（避難デッキ、避難タワー、駐車場など）のことをいう。

#### (5) 津波避難施設整備事業

津波避難施設として使用することを目的として、建築物又は工作物に必要な整備工事を実施する事業をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象は、藤沢市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者、マンション管理組合、一般社団法人、一般財団法人、学校法人及び藤沢市内に津波避難施設を施工する者、販売する者若しくは、その他市長が認める者で市税の滞納がないものとする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、津波災害警戒区域において行う、津波避難施設整備事業のうち、次に定める工事を行うもの（以下「補助対象

事業」という)とする。

- (1) 屋上フェンス設置工事
- (2) 外付け階段設置工事
- (3) 屋上デッキ設置工事
- (4) 案内表示板設置工事
- (5) 誘導照明灯設置工事
- (6) その他市長が必要と認める工事

2 前項の規定にかかわらず、津波災害警戒区域外において行う、津波避難施設整備事業についても、津波避難場所の拡充の観点から特に必要な場合は対象とする。

#### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、市長が必要と認めるものとする。

#### (補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付を受けることのできる回数は、津波避難施設1箇所につき、1回とする。

#### (事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、津波避難施設整備事業の事業計画書(第1号様式)を作成し、予め市長と協議しなければならない。

#### (交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、津波避難施設整備事業費補助金交付申請書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添えて、工事契約日(第4条に規定する補助対象事業に係る部分の完成が工事契約日の属する年度の翌年度以降となる場合は、当該部分に着手する日)の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1号様式)
- (2) 津波避難施設の整備のために行う工事の概要を確認することのできる図面等
- (3) 登記事項証明書その他の津波避難施設整備事業を実施する建築物(以下「対象建築物」という。)の所在地、所有者等を証明する書類

- (4) 対象建築物の全景及び補助対象事業を実施する箇所が確認できる写真（対象建築物が新築建築物の場合は、対象地の全景が確認できるもの）
- (5) 対象建築物を明示した位置図、配置図、平面図、立面図等
- (6) 工事施工者が発行した補助対象事業に係る見積書
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する確認済証の写し、法第7条第5項に規定する検査済証その他の対象建築物の建築年月日、用途等を証明する書類（対象建築物が新築建築物でない場合に限る。）
- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条に定める耐震診断方法により、地震に対する安全性が確認されていること、又は昭和56年6月1日以降の法第20条にかかる規定を満たすことを証明する書類（対象建築物が新築建築物でない場合に限る。）
- (9) 補助対象事業に係る建築物または工作物の津波に対する安全性について検討した書類
- (10) 対象建築物内に勤務し、通学し、又は入居する者（以下「入居者等」という。）の数を確認することができる書類
- (11) 課税・納税状況確認の同意書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### （交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付あるいは不交付を決定したときは、津波避難施設整備事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

#### （交付の条件）

第10条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業が完了するまでに、対象建築物について、津波発生時における避難施設としての使用に関する協定を市と締結すること。
- (2) 補助対象事業により設置した施設は、基本的にはその用途のために使用するものとし、地域住民等の避難を妨げるような改造、運用をしないこと。
- (3) 補助対象事業に係る建築物又は工作物は10年以上、津波避難施設として使用すること。
- (4) 補助対象事業に係る建築物を第三者に譲渡し、又は賃貸した場合は、津

波避難施設としての役割について説明し、確実に継承を行うこと。また、継承を行ったことの証明を書面で市長に提出すること。

- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (6) 第18条第2号及び第3号の規定を遵守すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるもの。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ津波避難施設整備事業変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 変更見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第12条 市長は前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、津波避難施設整備事業変更・中止・廃止承認等通知書（第5号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。承認しない場合も事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、速やかに津波避難施設整備事業完了届兼実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に関する工事施工者と締結した契約書の写し
- (2) 補助対象事業に要した費用に係る工事施工者からの領収書等の写し
- (3) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助対象事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、津波避難施

設整備事業費補助金交付確定通知書（第7号様式。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。適合しない場合も事業者に通知するものとする。

（請求）

第15条 確定通知書による通知を受けた者が、補助金の交付を請求するときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第16条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金の交付の決定又はその一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業により取得した財産を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊したとき。
- (3) 補助対象事業者（補助対象事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（補助対象事業者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員をいう。以下、この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められたとき。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているとき

は、補助対象事業者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第18条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、第8条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助対象事業者は、実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減額した額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 補助対象事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減額した額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還すること。
  - ア 補助対象事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
  - イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年度に見直しを行う。
- 3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以前に着工し、施行日以後にしゅん工予定の津波避難施設整備事業への第8条の適用については、同条中「工事契約日」とあるのは「しゅん工予定日」とする。この場合においては、第7条の規定は適用しない。
- 4 平成23年3月11日以降に着工し、施行日以前にしゅん工した建築物等で、津波避難施設として使用することが可能なものに係る第4条第1項の表に規定する工事については、津波避難施設整備事業とみなして、補助対象事業とするものとする。この場合において、第8条中「工事契約日」とあるのは「平成26年3月31日」とし、第13条中「補助対象事業が完了し」とあるのは「第9条の規定による交付の決定の通知を受け」とし、第7条の規定は、適用しない。
- 5 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 補助額は、補助対象経費「A」と避難場所面積換算費「B」のうち小さい額に、補助率（地域住民等避難可能率）「R」を乗じた額を補助額とする。補助額の上限額は、地域住民等が避難できる面積（S1－S2）に応じ、次のとおりとする。	
地域住民等が避難できる面積	補助額の上限額
50m <sup>2</sup> 以上200m <sup>2</sup> 以下	1,000万円
200m <sup>2</sup> を超え400m <sup>2</sup> 以下	2,000万円
400m <sup>2</sup> を超えるもの ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。	3,000万円

補助対象経費 第5条に定める経費で合計を「A」とする。

避難場所面積換算費

避難場所面積（S1）に、m<sup>2</sup>あたり5万円を乗じた額を避難場所面積換算費とし、これを「B」とする。

補助率（地域住民等避難可能率）

避難場所面積（S1）に対し、避難場所の入居者、従業者、通学者等が必要とする面積（S2）を除いた面積の全体面積に対する割合を地域住民等避難可能率「R」とする。必要面積は、大人一人当たり0.6m<sup>2</sup>、未就学児童一人当たり0.3m<sup>2</sup>と算定する。

$$R = (S1 - S2) / S1 \quad \text{※小数点以下第3位を切り捨て}$$